

令和7年度

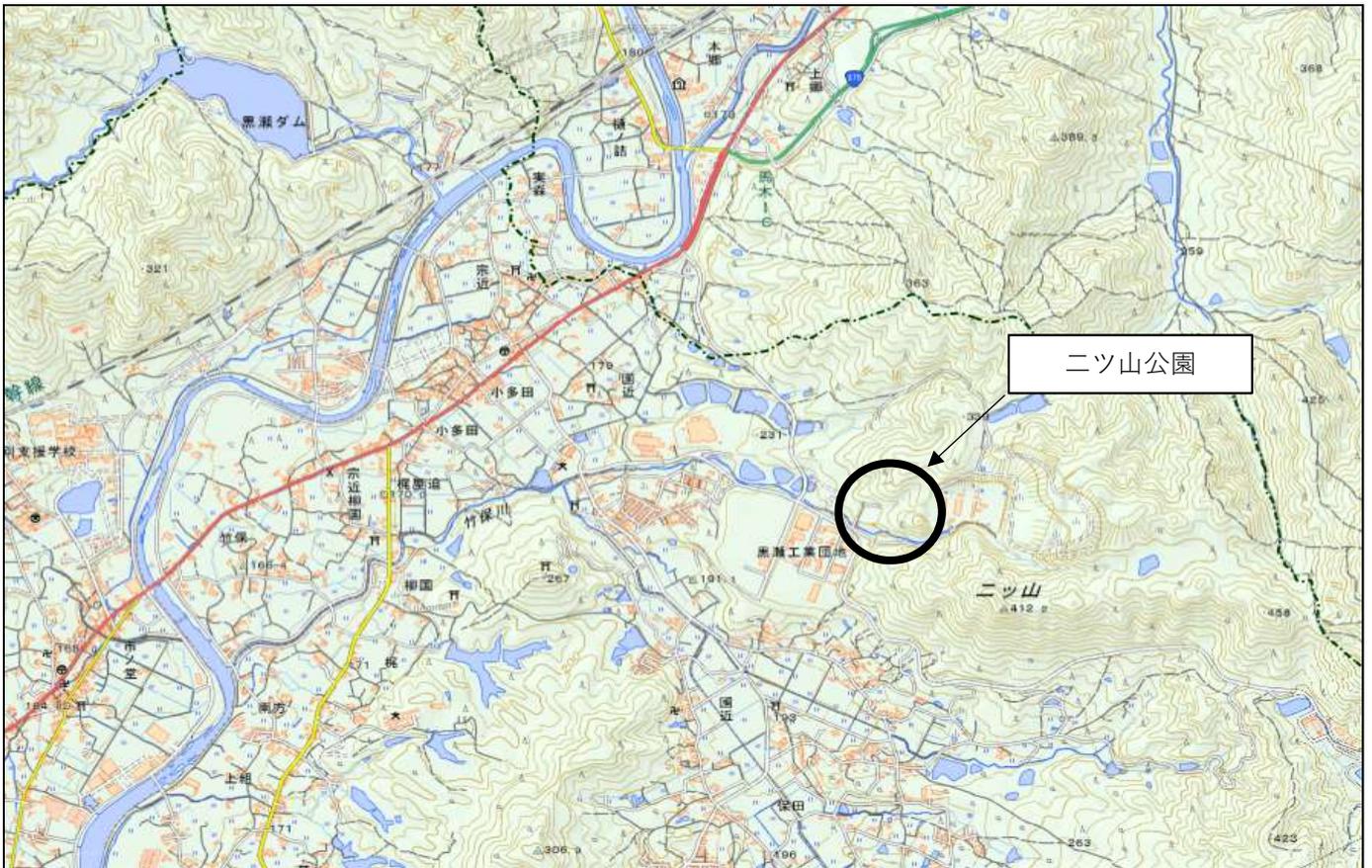
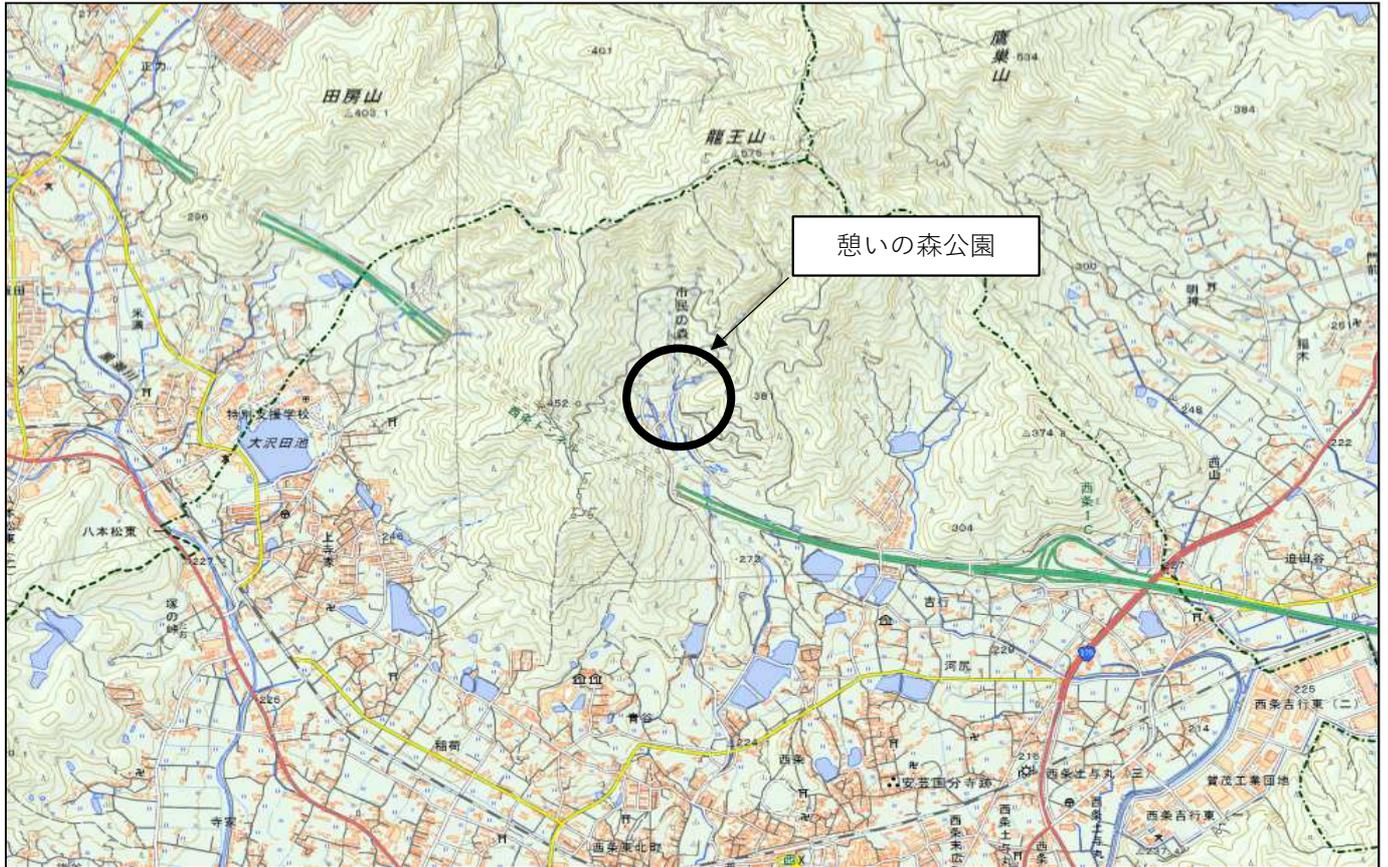
公園管理事業

東広島市自然公園施設長寿命化計画策定業務

仕様書

履 行 場 所 東広島市内一円

# 位置図



# 位置図



位置図



位置図



(別記様式1)

## 特記事項（管理技術者及び照査技術者の選任）

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定める必要がある。

業務名	東広島市自然公園施設長寿命化計画策定業務	
委託業務場所	東広島市内一円	
○印がある部分の技術者が必要である。 なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。		
業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	○ (資格要件は別表参照) 都市計画及び地方計画、 又は造園	○ (資格要件は別表参照) 都市計画及び地方計画、 又は造園
	( ) (資格は問わない)	( ) (資格は問わない)
測量業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はシビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格	左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格	技術士登録等証明書又はRCCMの資格証の写し（コピー可）
	及び海岸・海洋			
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び			
	地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び			
	コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工			
	設備及び積算			
	建設環境			
上水道及び	上記法に定める技術部門			
工業用水道	「上下水道部門」に該当する資格			
下 水 道				
農 業 土 木	上記法に定める技術部門			
森 林 土 木	「農業部門」に該当する資格			
森 林 土 木	上記法に定める技術部門			
森 林 土 木	「森林部門」に該当する資格			
水 産 土 木	上記法に定める技術部門			
水 産 土 木	「水産部門」に該当する資格			
水 産 土 木				
廃棄物	上記法に定める技術部門			
廃 棄 物	「衛生工学部門」に該当する資格			
地 質	上記法に定める技術部門			
地 質	「応用理学部門」に該当する資格			
機 械	上記法に定める技術部門			
機 械	「機械部門」に該当する資格			
機 械				
機 械				
機 械				
機 械				
機 械				
機 械				

	電気電子	上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格		
測量業務	<p>(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)</p> <p>・・・・・・・・・・実務経歴書を添付</p> <p>① 学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。)</p> <p>の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に20年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者</p>			
地質及び土質調査業務	<p>『測量業務共通仕様書 (広島県)』第108条に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者が管理技術者の資格要件となる。</p> <p>・・・・・・・・・・資格証の写しを添付</p>			
用地調査等業務	<p>『用地調査等共通仕様書 (広島県)』第2条 (5) に規定する「主任担当者」 (資格要件は次のいずれかに該当する者)</p> <p>(1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し7年以上の実務経験を有する者</p> <p>・・・・・・・・・・実務経歴書を添付</p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)</p> <p>・・・・・・・・・・登録証の写しを添付</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者 (補償業務管理者)</p> <p>・・・・・・・・・・登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済を証</p>			

	<p>する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）を添付</p> <p>（４）補償業務全般に関する指導監督的実務の経験３年以上を含む２０年以上の実務の経験を有する者</p> <p>……………実務経歴書を添付</p>
<p>建築設計 等 業 務</p>	<p>『建築設計業務委託共通仕様書（公共建築協会）に規定する「管理技術者」とする。したがって、管理技術者は、特記仕様に記載した「一級又は二級建築士」で高度な技術と十分な経験を有するものが、管理技術者の資格要件となる。</p> <p>……………資格証の写しを添付</p>

## 特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和6年8月）」、「測量業務共通仕様書（令和6年8月）」、「地質・土質調査業務共通仕様書（令和6年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。

#### 4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1147	情報共有システム		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

測量業務共通仕様書						
	1	1	101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
	1	1	118	成果物の提出	4	適用しない。
	1	1	137	低入札価格調査制度		適用しない。
	1	2	150	成果物の提出	2	適用しない。
	1	2	152	業務成績評定		適用しない。
	1	2	153	情報共有システム		適用しない。
	1	2	154	総合評価落札方式		適用しない。
地質・土質調査業務共通仕様書						
	1	1	101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
	1	1	118	成果物の提出	4	適用しない。
	1	1	137	低入札価格調査制度		適用しない。
	1	2	147	成果物の提出	1(2)から 2まで	適用しない。
	1	2	149	業務成績評定		適用しない。
	1	2	150	情報共有システム		適用しない。
	1	2	151	総合評価落札方式		適用しない。

# 東広島市自然公園施設長寿命化計画策定業務

## 仕様書

東広島市 都市整備課

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、「東広島市自然公園施設長寿命化計画策定業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

### 第2条（目的）

本業務は、東広島市が管理する自然公園について、既存ストックの内容やそれらの健全性について最新の状況を把握した上で、今後進行が予測される施設の老朽化に対し、従来の対処療法的な修繕や更新から、損傷が軽微なうちに効率的かつ効果的な対策を講じる予防保全的管理への転換を図り、既存ストックの長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減と予算の平準化や事業コストの縮減を目的とした東広島市公園施設長寿命化計画を策定するとともに、公園施設の修繕・改修等を含む再生に向けた基本計画を策定することを目的とする。

### 第3条（業務対象範囲）

本業務の対象範囲は、以下のとおりとする。

所在	公園名称	公園面積 (ha)	うち、本業務対象面積 (ha)	供用開始年月	備考
西条町	憩いの森公園	90.0	3.5	H7.4.1	
黒瀬町	二ツ山公園	0.9	0.9	H6.12	
福富町	わにぶちの滝公園	0.3	0.3	S63.11	
	県央の森公園	17.9	1.5	H10.7	
豊栄町	やすらぎの園	4.3	0.5	H9.12	
河内町	深山峡公園	1.8	1.8	H6.8	
安芸津町	龍王島自然体験村	5.5	3.5	H9.7	
	あきまろの里公園	0.2	0.2	H9.6	
合計	8公園	210.9	12.2		

### 第4条（定義）

本特記仕様書において、「発注者」とは、委託者である東広島市をいい、「受注者」とは、受託者をいい、担当職員とは、「発注者」が指定する本業務の東広島市担当職員をいうものとする。

### 第5条（準拠すべき法令、基準等）

本業務は、本特記仕様書によるほか、以下の各種法令及び基準等に準拠して実施する。

- (1) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- (2) 地方自治法、同施行令
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則 [平成12年総理府・建設省令第9号、令和2年12月改正]
- (4) 公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】 [平成30年10月 国土交通省 都市局]
- (5) 公園施設の安全点検に係る指針（案） [平成27年4月 国土交通省]
- (6) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版） [平成26年6月 国土交通省]
- (7) 遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2024 [令和6年年4月 社団法人日本公園施設業協会]

- (8) 都市公園の移動円滑化整備ガイドライン 改訂第2版 [令和4年3月 国土交通省監修]
- (9) 東広島市契約規則
- (10) 東広島市個人情報保護条例及び規則
- (11) その他関連法令並びに通達

#### 第6条（疑義）

本特記仕様書に明示していない事項、あるいは作業過程において、疑義が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

#### 第7条（提出書類）

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに担当職員と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した業務計画書等を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 管理技術者・照査技術者通知書
- (4) その他発注者が必要と認める書類

#### 第8条（管理技術者）

管理技術者は、特記事項（管理技術者及び照査技術者の選任）に記載のある資格要件等に加えて、地方自治体が発注した公園施設長寿命化計画策定業務及び、公園再整備等に向けた基本計画等を含む業務の完了実績を有しているものとする。

#### 第9条（貸与資料）

本業務において発注者から貸与される資料等について、受注者は借用書を提出し、その重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

また、作業期間中であっても発注者から資料返却の要請があった場合は、速やかに返却を行うものとする。

#### 第10条（作業経過の報告）

本業務の実施期間中において、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。なお、打合せ事項については、その都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

#### 第11条（損害の賠償）

本業務遂行中に受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

#### 第12条（個人情報及び守秘義務）

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、発注者の了解なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。

#### 第13条（打合せ協議）

業務の実施にあたっては、受注者と担当職員は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。なお、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとし、発注者の行う指示についても同様とする。

第 14 条（委託内容の変更等）

発注者は、受注者と協議し、必要があると認めるときは、委託内容を変更することができる。

第 15 条（成果品の瑕疵）

納品の後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第 16 条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

## 第2章 業務内容

### 第17条（業務概要）

本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 予備調査
- (4) 健全度調査と健全度・緊急度判定
- (5) 公園施設長寿命化計画の検討と策定
- (6) 公園再生計画に資する調査
- (7) 公園再生に向けた基本計画の作成
- (8) 報告書作成
- (9) 打合せ協議

### 第18条（計画準備）

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

### 第19条（資料収集整理）

長寿命化計画の対象とする自然公園とその公園施設について、公園台帳、公園施設台帳、設計図及び工事設計図書（工事設計図書・竣工図）等を収集し、整理を行うものとする。

また、発注者にて定期的実施した法定点検や保守点検における点検結果等、過年度における公園施設の維持管理状況を把握する上で必要となる情報の収集を行うものとする。

- (1) 東広島市地形図
- (2) 公園台帳
- (3) 公園施設台帳
- (4) 工事設計図書及び竣工図書
- (5) 遊具定期点検結果
- (6) 法定点検及び保守点検結果
- (7) その他必要となる資料

### 第20条（予備調査）

#### (1) 公園施設の選定及び調査

収集・整理した各種資料を基に本業務の対象とする各公園内における範囲や公園施設等の詳細について、担当職員との協議により決定するものとする。なお、既存の公園台帳と現況に相違がある場合は、本業務に必要な公園施設の位置・規模・数量等の確認を行うものとする。確認にあたっては、GPS機能を有する機器等を活用した簡易的な計測・測量などを含むものとする。

また、確認結果を基に、公園毎に各施設の配置状況を示した公園施設配置図（CADデータ/A3サイズに収まる縮尺を標準とする）の作成を行うものとする。

併せて、本市における統合型GISに搭載できるよう、GISデータも作成するものとする。

#### (2) 遊具等定期点検結果の整理

過年度までに本市にて行っている遊具等の定期点検結果と前項にて作成した公園施設配置図の突合を行い、それぞれの整合が図られるよう、必要に応じて公園施設配置図の調整を行うものとする。

### (3) 健全度調査票の作成

予備調査や健全度調査において使用する健全度調査票の作成を行うものとする。

なお、健全度調査票は、公園施設の維持管理・更新等を適切に行うため、公園施設長寿命化計画策定指針（案）（※以下指針案という）に基づく健全度調査票に対して可能な限り以下の情報についても記載を行い、公園施設履歴書としても活用できるよう作成を行うものとする。

- ・基準適合状況(遊具指針、移動等円滑化整備ガイドラインへの適合)
- ・安全点検の実施状況
- ・当該公園施設の維持管理方針
- ・設置時点から現在に至るまでに実施した維持管理(補修・改修等)に関する情報 等

### (4) 劣化・損傷状況の確認及び公園施設配置図の調整

「公園施設の選定及び調査」結果を基に、現地にて公園施設の位置や規模、劣化・損傷状況の確認を行うものとする。劣化・損傷状況については、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）健全度調査・判定事例集 平成 24 年 4 月」に示される損傷種類ごとの評価基準を用いて統一的な評価を行うものとする。

また、現地調査の結果に基づき公園施設配置図の調整を行うものとする。

表 着目する損傷種類と確認方法

材 質	健全度調査項目 (損傷種類)	状 況	確認方法
金属類	1.防食機能劣化/腐食	防食機能の劣化とは、鋼材の防食被覆（塗装、メッキ・金属溶射）の劣化により、変色・光沢減少、ひび割れ、はがれ等が生じている状態をいう。 腐食とは、鋼材に錆が発生している状態、または、錆の進行により断面欠損を生じている状態をいう。	目視
	2.ゆるみ・脱落	接合部分のボルト類にゆるみが生じたり、脱落している状態	目視 触診
	3.亀裂	鋼材に外力が繰り返し作用することで、弱点部（溶接の内部欠陥、溶接の止端部、ボルト孔等の応力集中部）を起点とする微細な亀裂が発生した状態	目視
	4.摩耗	材料が他の物体と摩擦接触の繰り返しにより、表面が擦り減った状態	目視
コンク	5.ひびわれ	コンクリート部材の表面にひびわれが生じている状態	目視
リート	6.剥離・鋼材露出	コンクリート部材の表面が剥離している状態。剥離部で鉄筋が露出している場合を鉄筋露出という	目視 打診
木	7.腐朽/蟻害	腐朽菌やシロアリ等による劣化。変色・カビの発生や断面の減少が生じている状態	目視
共通	8.変形・破損	材質や原因に関わらず、部材に傷や変形、欠損、摩耗等の外観的損傷が生じている状態	目視
	9.ぐらつき	ぐらつき等、所定の固定性が失われている状態	目視 触診
	10.移動・沈下・傾斜	移動や沈下、傾きが生じている状態	目視
	11.漏水・滞水	漏水や滞水が生じている状態	目視
	12.その他	その他の損傷が生じている状態	目視

※損傷の確認方法は、基本的に概観目視により実施する。また、目視の補完として触診、打診により確認する他、必要に応じてコンパックス、クラックスケール、テストハンマー等の簡易器具を使用する。

#### (5) 予備調査結果のとりまとめ

現地にて確認した劣化・損傷状況を踏まえ、後続の健全度・緊急度判定の評価基準を用いて評価を行うとともに、その結果を公園毎に整理するものとする。

### 第 21 条（健全度調査と健全度・緊急度判定）

#### (1) 健全度調査

予備調査結果を基に、予防保全型管理施設として位置付けられた公園施設を対象として健全度調査を実施するものとする。なお、対象とする施設のうち、セミナーハウスや管理棟等の建物については、通常目視・打診調査に加え、赤外線カメラを使用した壁面調査を行うものとする。

#### (2) 健全度判定

健全度判定については、健全度調査で得られた情報に基づき、公園施設ごとの劣化や損傷の状況及び安全性などを総合的に判定し、公園施設の補修もしくは更新の必要性や対策について検討を行うものとする。

表 健全度判定における評価基準

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に健全である</li> <li>・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している</li> <li>・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に劣化が進行している</li> <li>・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に顕著な劣化である</li> <li>・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの</li> </ul>

※C評価が多数確認される場合は、公園に対する施設の重要度等にて任意の指標を設定し、多段階評価にて分類を行うものとする。（[重要度：高]C+>C>C-[重要度：低]等）

### (3) 緊急度判定

緊急度判定は、健全度判定の結果に基づき、緊急度（高、中、低）を設定し、施設の補修もしくは更新等を行うべき時期の基準を検討・設定するものとする。

表 緊急度判定の目安

緊急度	判定の目安
高	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全度判定がDの施設</li> <li>・健全度判定がCの施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行うこととする公園施設</li> </ul>
中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全度判定がCの公園施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない公園施設</li> </ul>
低	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全度判定がA又はBの公園施設</li> </ul>

## 第22条（公園施設長寿命化計画の検討と策定）

### (1) 基本方針の設定

基本方針は、管理類型ごとに公園施設の長寿命化のための基本方針、日常の点検や定期点検における留意事項および異常を発見した場合の留意事項等について、基本的な考え方を整理するものとする。

### (2) 維持保全費と長寿命化対策費の算出

予備調査や健全度調査結果、公園機能適正度調査結果を踏まえ、維持保全費・長寿命化対策費の算出を行うものとする。

なお、予防保全型管理における長寿命化対策費と事後保全型管理での維持管理費用を比較し、公園施設の長寿命化対策による効果（ライフサイクルコストの縮減額）を算出するものとする。

表 長寿命化対策費

対 象	内 容
(維持保全に関する費用) 維持保全に関する費用	公園施設ごとの毎年の維持保全費(日常点検を含む)
(維持保全に関する費用) 撤去・更新に関する費用	撤去・更新に関する費用を公園施設ごとに算出する。
(長寿命化対策費用) 定期的な健全度調査に関する費用	・健全度調査に関する概算費用を公園施設ごとに算出する。 ・定期点検等の費用は健全度調査費として計上する。
(長寿命化対策費用) 補修に関する費用	補修に関する費用を公園施設ごとに算出する。
(長寿命化対策費用) 更新費	公園施設の概算更新費を計上する。

(3) 計画期間における事業費の算出

上項までの結果をとりまとめ、計画期間における事業費の算出を行うものとする。

(4) 年次計画の作成

上項にて算出した事業費をとりまとめ、年次計画の作成を行うものとする。

(5) 年次計画における予算の平準化

東広島市における予算規模等を考慮し、概算費用の平均値を平準ラインとして設定するとともに、公園施設の規模や劣化状況等を踏まえ、予算の平準化に向けた検討を行うものとする。その際、長寿命化対策を数年に分けて実施する等、単年度に費用が過剰に計上されないよう事業実施時期の検討を行うものとする。

(6) 公園施設長寿命化計画書の策定

上項までの結果に基づき、「公園施設長寿命化計画調書」(様式0～3)としてとりまとめるとともに「東広島市自然公園施設長寿命化計画」の作成を行うものとする。

第23条 (公園再生計画に資する調査)

本調査は、憩いの森公園、県央の森公園、深山峡公園、龍王島自然体験村の4公園を対象とし、利用状況や施設の健全度および緊急度判定結果等を踏まえ、追加調査を行った上で、基本計画(構想)平面図の作成を行うものである。

それらの内容については、以下のとおりである。

(1) 公園機能適正度調査

公園の適切な利用促進や将来に亘る機能の保持という観点から、対象となる公園を公園敷地内だけでなく周辺の状況も考慮し、適切な機能を果たしているか否かについて検証し、必要に応じてリニューアル等の方向性について明確にするものとする。

(2) バリアフリー化調査

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行令第3条における「特定公園施設」(園路および広場、屋根付広場、休憩所、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、標識など)について、同法による「移動円滑化基準」に基づいた調査判定を行うものとする。

## 第 24 条（公園再生に向けた基本計画の作成）

### （1）基本方針の検討

前項までの調査・検討結果を基に、各公園における現状と課題を整理した上で、今後における公園整備に向けた基本方針について検討するものとする。

### （2）基本計画内容の検討および設定

以下の項目について検討および設定を行うものとする。

- ① ゾーニングの検討と設定
- ② 導入施設の検討を設定
- ③ アクセスや動線の検討と設定
- ④ 環境保全と創出に関する検討と設定
- ⑤ 整備水準の検討と設定

### （3）基本計画図の作成

既存の図面等を基に基本構想平面図の作成を行うものとする。

### （4）概算工事費の算出

同種事業の実勢価格等に基づき概算工事費の算出を行うものとする。

## 第 25 条（報告書作成）

本業務の内容について、わかりやすく報告書としてとりまとめるものとし、主要な区切り及び成果品納品前に照査技術者による照査を行ったものを提出するものとする。

- ・ 基本条件の照査
- ・ 予備調査結果の照査
- ・ 健全度調査と健全度・緊急度判定結果の照査
- ・ 公園施設の長寿命化対策の検討に関する照査
- ・ 業務成果の適正性及び整合性等の照査

また、それらの内容を電子データとしてとりまとめ、DVD-R 等の電子媒体を作成するものとする。

※ 照査技術者は、当該業務における成果品の品質確保に向けた照査を行うものとし、特記事項（管理技術者及び照査技術者の選任）に記載のある資格要件を有するものとする。

## 第 26 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間時：4 回、成果納品時の計 6 回を行うものとし、業務着手時及び成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。

### 第3章 成果品

#### 第27条 (成果品)

本業務で納入すべき成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 公園施設長寿命化計画報告書 (A4判簡易製本) ..... 1部
- (2) 公園施設長寿命化計画書 ..... 1部
  - ・公園施設長寿命化計画調書 (別途様式)
  - ・公園施設長寿命化計画調書 (総括表) [様式1]
  - ・公園施設長寿命化計画調書 (公園別) [様式2]
  - ・公園施設長寿命化計画調書 (公園施設種類別現況) [様式3]
- (3) 公園施設長寿命化計画基礎資料 ..... 1部
  - ・健全度調査結果
  - ・健全度、緊急度判定
  - ・長寿命化対策内容
  - ・ライフサイクルコスト算出根拠等
- (4) 公園機能適正度調査結果 ..... 1部
- (5) バリアフリー化調査結果 ..... 1部
- (6) 公園再生に向けた基本計画 ..... 1部
- (7) 電子成果品 (DVD-R等) ..... 1部
- (8) GISデータ ..... 1式
- (9) 打合せ記録簿 ..... 1式
- (10) その他発注者及び受注者との協議により決定したもの ..... 1式

なお、電子成果品の提出にあたっては、ウィルス対策を実施した上で、提出を行うものとする。

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等					Y2C02 レベル1
	1	式			
共通					Y2C0201 レベル2
	1	式			
準備・資料収集					Y2C020101 レベル3
	1	式			
計画準備					Y2C02010101 レベル4
	1	式			
計画準備					VS001000001 00
	1	式			
資料収集整理					Y2C02010101 レベル4
	1	式			
資料収集整理					VS001000002 00
	1	式			
調査					Y2C0202 レベル2
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
予備調査					Y2C020201 レベル3
	1	式			
予備調査 基準面積0.25ha					Y2C02020101 レベル4
	4	箇所			
予備調査 基準面積0.25ha					VS001000003 00
	4	箇所			
予備調査 基準面積2.00ha					Y2C02020101 レベル4
	2	箇所			
予備調査 基準面積2.00ha					VS001000004 00
	2	箇所			
予備調査 基準面積4.00ha					Y2C02020101 レベル4
	2	箇所			
予備調査 基準面積4.00ha					VS001000005 00
	2	箇所			
公園施設配置図の作成					Y2C02020101 レベル4
	8	箇所			
公園施設配置図の作成					VS001000006 00
	8	箇所			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
健全度調査と健全度・緊急度判定					Y2C020201 レベル3
	1	式			
一般施設A (健全度調査と判定)					Y2C02020101 レベル4
	63	施設			
一般施設A (健全度調査と判定)					VS001000007 00
	63	施設			
一般施設C (健全度調査と判定)					Y2C02020101 レベル4
	10	施設			
一般施設C (健全度調査と判定)					VS001000008 00
	10	施設			
遊具B (健全度調査と判定)					Y2C02020101 レベル4
	1	基			
遊具B (健全度調査と判定)					VS001000009 00
	1	基			
中型複合遊具 (健全度調査と判定)					Y2C02020101 レベル4
	1	基			
中型複合遊具 (健全度調査と判定)					VS001000010 00
	1	基			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
橋梁（健全度調査と判定） 土木構造物	2	橋			Y2C02020101 レベル4
橋梁（健全度調査と判定） 土木構造物	2	橋			VS001000011 00
倉庫等 100m2以下 （築後100年以上30年未満） 建築物（健全度調査と判定）	7	施設			Y2C02020101 レベル4
倉庫等 100m2以下 （築後100年以上30年未満） 建築物（健全度調査と判定）	7	施設			VS001000012 00
倉庫等 100m2以下（築後30年以上） 建築物（健全度調査と判定）	10	施設			Y2C02020101 レベル4
倉庫等 100m2以下（築後30年以上） 建築物（健全度調査と判定）	10	施設			VS001000013 00
管理事務所等 100m2以下 （築後10年以上30年未満） 建築物（健全度調査と判定）	1	施設			Y2C02020101 レベル4
管理事務所等 100m2以下 （築後10年以上30年未満） 建築物（健全度調査と判定）	1	施設			VS001000014 00
管理事務所等 300m2以下（築後30年以上） 建築物（健全度調査と判定）	1	施設			Y2C02020101 レベル4

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
管理事務所等 300m2以下（築後30年以上） 建築物（健全度調査と判定）	1	施設			VS001000015 00
長寿命化計画の検討と策定	1	式			Y2C020201 レベル3
長寿命化計画の検討と策定 基準面積0.25ha	4	箇所			Y2C02020101 レベル4
長寿命化計画の検討と策定 基準面積0.25ha	4	箇所			VS001000016 00
長寿命化計画の検討と策定 基準面積2.00ha	2	箇所			Y2C02020101 レベル4
長寿命化計画の検討と策定 基準面積2.00ha	2	箇所			VS001000017 00
長寿命化計画の検討と策定 基準面積4.00ha	2	箇所			Y2C02020101 レベル4
長寿命化計画の検討と策定 基準面積4.00ha	2	箇所			VS001000018 00
公園整備に資する調査	1	式			Y2C020201 レベル3

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
公園機能適正度調査 基準面積2.00ha					Y2C02020101 レベル4
	2	箇所			
公園機能適正度調査 基準面積2.00ha					VS001000020 00
	2	箇所			
公園機能適正度調査 基準面積4.00ha					Y2C02020101 レベル4
	2	箇所			
公園機能適正度調査 基準面積4.00ha					VS001000021 00
	2	箇所			
バリアフリー化調査 基準面積2.00ha					Y2C02020101 レベル4
	2	箇所			
バリアフリー化調査 基準面積2.00ha					VS001000023 00
	2	箇所			
バリアフリー化調査 基準面積4.00ha					Y2C02020101 レベル4
	2	箇所			
バリアフリー化調査 基準面積4.00ha					VS001000024 00
	2	箇所			
公園再生に向けた基本計画の作成					Y2C02020101 レベル4
	4	箇所			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
公園再生に向けた基本計画の作成					VS001000025 00
	4	箇所			
報告書作成、打ち合わせ協議					Y2C020101 レベル3
	1	式			
報告書作成					Y2C02010101 レベル4
	1	式			
報告書作成					VS001000026 00
	1	式			
資料収集整理					Y2C02010101 レベル4
	1	式			
打ち合わせ協議 着手・中間4回・成果品納入時					VS001000027 00
	1	式			
**直接人件費**					
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費（宿泊、滞在を伴わない）					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（宿泊、滞在を伴わない）					F000000200 00
	1	式			
旅費交通費（龍王島自然体験村）					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（龍王島自然体験村）					F000000300 00
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
	1	式			
電子成果品作成費					F000000100 00
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
**直接原価** -----					
その他原価 計算情報…… 対象額……… 率………					
**間接原価** -----					
**業務原価** -----					
一般管理費等 計算情報…… 対象額……… 率………					
業務価格計 -----					
消費税相当額計 計算情報…… 対象額……… 率………					
業務費計 -----					
-----					

## 参 考 図 書

業務名称 : 令和7年度 公園管理事業  
東広島市自然公園施設長寿命化計画策定業務

### <注意事項>

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。  
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。

# 総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 44 東広島市 00-07.04.01(0)	凡例 Co … コンクリート      As … アスファルト DT … ダンプトラック      BH … バックホウ CC … クローラクレーン      TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン			
諸経費体系	2 委託				
発注区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 619 949 635">当世代</th> <th data-bbox="949 619 1496 635">前世代</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 635 949 1198">41 建設コンサル</td> <td data-bbox="949 635 1496 1198"></td> </tr> </tbody> </table>		当世代	前世代	41 建設コンサル
当世代	前世代				
41 建設コンサル					
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。					

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等					Y2C02 レベル1
共通	1	式			Y2C0201 レベル2
準備・資料収集	1	式			Y2C020101 レベル3
計画準備	1	式			Y2C02010101 レベル4
計画準備	1	式			VS001000001 00
資料収集整理	1	式			単第0 -0001 表 Y2C02010101 レベル4
資料収集整理	1	式			VS001000002 00
調査	1	式			単第0 -0002 表 Y2C0202 レベル2
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
予備調査					Y2C020201 レベル3
	1	式			
予備調査 基準面積0.25ha					Y2C02020101 レベル4
	4	箇所			
予備調査 基準面積0.25ha					VS001000003 00
	4	箇所			単第0 -0003 表
予備調査 基準面積2.00ha					Y2C02020101 レベル4
	2	箇所			
予備調査 基準面積2.00ha					VS001000004 00
	2	箇所			単第0 -0004 表
予備調査 基準面積4.00ha					Y2C02020101 レベル4
	2	箇所			
予備調査 基準面積4.00ha					VS001000005 00
	2	箇所			単第0 -0005 表
公園施設配置図の作成					Y2C02020101 レベル4
	8	箇所			
公園施設配置図の作成					VS001000006 00
	8	箇所			単第0 -0006 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
健全度調査と健全度・緊急度判定					Y2C020201 レベル3
一般施設A (健全度調査と判定)	1	式			
一般施設A (健全度調査と判定)	63	施設			Y2C02020101 レベル4
一般施設A (健全度調査と判定)	63	施設			VS001000007 00
一般施設C (健全度調査と判定)	10	施設			単第0 -0007 表
一般施設C (健全度調査と判定)	10	施設			Y2C02020101 レベル4
一般施設C (健全度調査と判定)	10	施設			VS001000008 00
遊具B (健全度調査と判定)	1	基			単第0 -0008 表
遊具B (健全度調査と判定)	1	基			Y2C02020101 レベル4
遊具B (健全度調査と判定)	1	基			VS001000009 00
中型複合遊具 (健全度調査と判定)	1	基			単第0 -0009 表
中型複合遊具 (健全度調査と判定)	1	基			Y2C02020101 レベル4
中型複合遊具 (健全度調査と判定)	1	基			VS001000010 00
中型複合遊具 (健全度調査と判定)	1	基			単第0 -0010 表

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
橋梁（健全度調査と判定） 土木構造物	2	橋			Y2C02020101レベル4
橋梁（健全度調査と判定） 土木構造物	2	橋			VS001000011 00 単第0 -0011 表
倉庫等 100m2以下 （築後100年以上30年未満） 建築物（健全度調査と判定）	7	施設			Y2C02020101レベル4
倉庫等 100m2以下 （築後100年以上30年未満） 建築物（健全度調査と判定）	7	施設			VS001000012 00 単第0 -0012 表
倉庫等 100m2以下（築後30年以上） 建築物（健全度調査と判定）	10	施設			Y2C02020101レベル4
倉庫等 100m2以下（築後30年以上） 建築物（健全度調査と判定）	10	施設			VS001000013 00 単第0 -0013 表
管理事務所等 100m2以下 （築後10年以上30年未満） 建築物（健全度調査と判定）	1	施設			Y2C02020101レベル4
管理事務所等 100m2以下 （築後10年以上30年未満） 建築物（健全度調査と判定）	1	施設			VS001000014 00 単第0 -0014 表
管理事務所等 300m2以下（築後30年以上） 建築物（健全度調査と判定）	1	施設			Y2C02020101レベル4

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
管理事務所等 300m2以下（築後30年以上） 建築物（健全度調査と判定）	1	施設			VS001000015 00 単第0 -0015 表
長寿命化計画の検討と策定	1	式			Y2C020201 レベル3
長寿命化計画の検討と策定 基準面積0.25ha	4	箇所			Y2C02020101 レベル4
長寿命化計画の検討と策定 基準面積0.25ha	4	箇所			VS001000016 00 単第0 -0016 表
長寿命化計画の検討と策定 基準面積2.00ha	2	箇所			Y2C02020101 レベル4
長寿命化計画の検討と策定 基準面積2.00ha	2	箇所			VS001000017 00 単第0 -0017 表
長寿命化計画の検討と策定 基準面積4.00ha	2	箇所			Y2C02020101 レベル4
長寿命化計画の検討と策定 基準面積4.00ha	2	箇所			VS001000018 00 単第0 -0018 表
公園整備に資する調査	1	式			Y2C020201 レベル3

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
公園機能適正度調査 基準面積2.00ha					Y2C02020101レベル4
	2	箇所			
公園機能適正度調査 基準面積2.00ha					VS001000020 00
	2	箇所			単第0 -0019 表
公園機能適正度調査 基準面積4.00ha					Y2C02020101レベル4
	2	箇所			
公園機能適正度調査 基準面積4.00ha					VS001000021 00
	2	箇所			単第0 -0020 表
バリアフリー化調査 基準面積2.00ha					Y2C02020101レベル4
	2	箇所			
バリアフリー化調査 基準面積2.00ha					VS001000023 00
	2	箇所			単第0 -0021 表
バリアフリー化調査 基準面積4.00ha					Y2C02020101レベル4
	2	箇所			
バリアフリー化調査 基準面積4.00ha					VS001000024 00
	2	箇所			単第0 -0022 表
公園再生に向けた基本計画の作成					Y2C02020101レベル4
	4	箇所			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
公園再生に向けた基本計画の作成					VS001000025 00
	4	箇所			単第0 -0023 表
報告書作成、打ち合わせ協議					Y2C020101 レベル3
	1	式			
報告書作成					Y2C02010101 レベル4
	1	式			
報告書作成					VS001000026 00
	1	式			単第0 -0024 表
資料収集整理					Y2C02010101 レベル4
	1	式			
打ち合わせ協議 着手・中間4回・成果品納入時					VS001000027 00
	1	式			単第0 -0025 表
** 直接人件費 **					
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費（宿泊、滞在を伴わない）					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（宿泊、滞在を伴わない）					F00000200 00
	1	式			
旅費交通費（龍王島自然体験村）					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（龍王島自然体験村）					F00000300 00
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
	1	式			
電子成果品作成費					F000000100 00
	1	式			

# 設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 直接原価 **  					
その他原価 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 間接原価 **  					
** 業務原価 **  					
一般管理費等 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務価格計  					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計  					





















































公園名	憩いの森公園	
地区	西条町	
公園面積	90	ha
実面積	3.5	ha

供用開始	1995	年度
基準年度	2025	年度
経過年数	30	年

番号	エリア名等	施設名	数量	単位	区分1	区分2	用途	備考
1	駐車場	駐車場		1	式	予備調査		
2	溪流広場	便所		1	棟	建築物	100m2以下	倉庫等 30年以上
3	こども広場	大型複合遊具		1	基	遊具	中型複合	100m2以上300m2未満
4	多目的広場	屋根付ステージ		1	箇所	建築物	100m2以下	倉庫等 30年以上
5	セミナーハウス	セミナーハウス		1	棟	建築物	300m2以下	管理事務所等 30年以上
6	遊歩道	橋梁		1	橋	橋梁	橋長15m未満	幅員5m未満
7	切妻炊事棟	切妻炊事棟		1	棟	建築物	100m2以下	倉庫等 30年以上
8	デイキャンプ場	キャンプサイト		19	箇所	一般施設	A	
9	林間キャンプ場	キャンプサイト		21	箇所	一般施設	A	
10	八角炊事棟	八角炊事棟		1	棟	建築物	100m2以下	倉庫等 30年以上
11	広場	四阿		1	箇所	一般施設	C	
12	オートキャンプ場	シャワー・トイレ棟		1	棟	建築物	100m2以下	倉庫等 30年以上
13	オートキャンプ場	キャンプサイト		20	箇所	一般施設	A	
14	散策の森	四阿		1	箇所	一般施設	C	
15	みはらしの森	四阿		1	箇所	一般施設	C	
16	遊歩道	橋梁		1	橋	橋梁	橋長15m未満	幅員5m未満
17	シンボル庭園	四阿		1	箇所	一般施設	C	
18	記念樹の丘	四阿		1	箇所	一般施設	C	
19	常緑の森	便所		1	棟	建築物	100m2以下	倉庫等 30年以上
20	常緑の森	四阿		1	箇所	一般施設	C	
21	樹種転換育林地	四阿		1	箇所	一般施設	C	
22	桜の庭	便所		1	棟	建築物	100m2以下	倉庫等 30年以上
23	桜の庭	第一展望台		1	箇所	建築物	100m2以下	倉庫等 30年以上
24	多目的広場	多目的広場		1	箇所	予備調査		
25		ファイヤーサークル		1	箇所	予備調査		
26		遊歩道		1	式	予備調査		
27								

健全度調査対象施設数量

種別	区分	用途	規模	数量
一般施設	A			60
一般施設	C			7
遊具	B			
遊具	中型複合		100m2以上300m2未満	1
橋梁	橋長15m未満		幅員5m未満	2
建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	30年以上	8
建築物	100m2以下	管理事務所等	10年以上30年未満	
建築物	300m2以下	管理事務所等	30年以上	1

公園名	二ツ山公園	
地区	黒瀬町	
公園面積	0.9	ha
実面積	0.5	ha

供用開始	1994	年度
基準年度	2025	年度
経過年数	31	年

番号	エリア名等	施設名	数量	単位	区分1	区分2	用途	備考
1		東屋		1棟	一般施設	C		
2		遊歩道		1式	予備調査			
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

健全度調査対象施設数量

種別	区分	用途	規模	数量
一般施設	A			
一般施設	C			1
遊具	B			
遊具	中型複合		100m2以上300m2未満	
橋梁	橋長15m未満		幅員5m未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	30年以上	
建築物	100m2以下	管理事務所等	10年以上30年未満	
建築物	300m2以下	管理事務所等	30年以上	

公園名	わにぶちの滝公園	
地区	福富町	
公園面積	0.3	ha
実面積	0.1	ha

供用開始	1988	年度
基準年度	2025	年度
経過年数	37	年

番号	エリア名等	施設名	数量	単位	区分1	区分2	用途	備考
1		東屋		1棟	一般施設	C		
2		遊歩道		1式	予備調査			
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

健全度調査対象施設数量

種別	区分	用途	規模	数量
一般施設	A			
一般施設	C			1
遊具	B			
遊具	中型複合		100m2以上300m2未満	
橋梁	橋長15m未満		幅員5m未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	30年以上	
建築物	100m2以下	管理事務所等	10年以上30年未満	
建築物	300m2以下	管理事務所等	30年以上	

公園名	県央の森公園	
地区	福富町	
公園面積	17.9	ha
実面積	1.5	ha

供用開始	1998	年度
基準年度	2025	年度
経過年数	27	年

番号	エリア名等	施設名	数量	単位	区分1	区分2	用途	備考
1		駐車場		1箇所	予備調査			
2		芝生広場		1箇所	予備調査			
3		土地広場		1箇所	予備調査			
4		炊事棟		1棟	建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満
5		キャンプ場		1式	予備調査			
6		作業所		1棟	建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満
7		水洗トイレ		1棟	建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満
8		テントデッキ		3箇所	一般施設	A		
9								
10								

健全度調査対象施設数量

種別	区分	用途	規模	数量
一般施設	A			3
一般施設	C			
遊具	B			
遊具	中型複合		100m2以上300m2未満	
橋梁	橋長15m未満		幅員5m未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満	3
建築物	100m2以下	倉庫等	30年以上	
建築物	100m2以下	管理事務所等	10年以上30年未満	
建築物	300m2以下	管理事務所等	30年以上	

公園名	やすらぎの園	
地区	豊栄町	
公園面積	4.3	ha
実面積	0.5	ha

供用開始	1997	年度
基準年度	2025	年度
経過年数	28	年

番号	エリア名等	施設名	数量	単位	区分1	区分2	用途	備考
1		東屋		1箇所	一般施設	C		
2		遊歩道		1式	予備調査			
3		滑り台		1基	遊具	B		
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

健全度調査対象施設数量

種別	区分	用途	規模	数量
一般施設	A			
一般施設	C			1
遊具	B			1
遊具	中型複合		100m2以上300m2未満	
橋梁	橋長15m未満		幅員5m未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	30年以上	
建築物	100m2以下	管理事務所等	10年以上30年未満	
建築物	300m2以下	管理事務所等	30年以上	

公園名	深山峡公園	
地区	河内町	
公園面積	1.8	ha
実面積	1	ha

供用開始	1994	年度
基準年度	2025	年度
経過年数	31	年

番号	エリア名等	施設名	数量	単位	区分1	区分2	用途	備考
1		炊事棟		1棟	建築物	100m2以下	倉庫等	30年以上
2		トイレ		1棟	建築物	100m2以下	倉庫等	30年以上
3		駐車場		1箇所	予備調査			
4		遊歩道		1式	予備調査			
5		テントサイト		8箇所	予備調査			
6								
7								
8								
9								
10								

健全度調査対象施設数量

種別	区分	用途	規模	数量
一般施設	A			
一般施設	C			
遊具	B			
遊具	中型複合		100m2以上300m2未満	
橋梁	橋長15m未満		幅員5m未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	30年以上	2
建築物	100m2以下	管理事務所等	10年以上30年未満	
建築物	300m2以下	管理事務所等	30年以上	

公園名	龍王島自然体験村	
地区	安芸津町	
公園面積	5.5	ha
実面積	3.5	ha

供用開始	1997	年度
基準年度	2025	年度
経過年数	28	年

番号	エリア名等	施設名	数量	単位	区分1	区分2	用途	備考
1		キャンプ場	16	箇所	予備調査			
2		ファイヤーサークル	1	箇所	予備調査			
3		バーベキュー広場	1	箇所	予備調査			
4	自然体験ゾーン	散歩道	1	式	予備調査			
5		管理棟（研修室）	1	棟	建築物	100m2以下	管理事務所等	10年以上30年未満
6		炊事棟	1	棟	建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満
7		シャワー棟	1	棟	建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満
8		トイレ	1	棟	建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満
9								
10								

健全度調査対象施設数量

種別	区分	用途	規模	数量
一般施設	A			
一般施設	C			
遊具	B			
遊具	中型複合		100m2以上300m2未満	
橋梁	橋長15m未満		幅員5m未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満	3
建築物	100m2以下	倉庫等	30年以上	
建築物	100m2以下	管理事務所等	10年以上30年未満	1
建築物	300m2以下	管理事務所等	30年以上	

公園名	あきまろの里公園	
地区	安芸津町	
公園面積	0.2	ha
実面積	0.1	ha

供用開始	1997	年度
基準年度	2025	年度
経過年数	28	年

番号	エリア名等	施設名	数量	単位	区分1	区分2	用途	備考
1		広場		1箇所	予備調査			
2		トイレ		1棟	建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満
3		駐車場		1箇所	予備調査			
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

健全度調査対象施設数量

種別	区分	用途	規模	数量
一般施設	A			
一般施設	C			
遊具	B			
遊具	中型複合		100m2以上300m2未満	
橋梁	橋長15m未満		幅員5m未満	
建築物	100m2以下	倉庫等	10年以上30年未満	1
建築物	100m2以下	倉庫等	30年以上	
建築物	100m2以下	管理事務所等	10年以上30年未満	
建築物	300m2以下	管理事務所等	30年以上	